

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第922号)

平成23年2月10日

横 情 審 答 申 第 922 号

平 成 23 年 2 月 10 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成20年8月14日神地振第566号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「どんぐり学童クラブに対する情報公開請求の流れ（平成14年1月11日）」の開示  
決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「どんぐり学童クラブに対する情報公開請求の流れ（平成14年1月11日）」を特定し、開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件は、「過去10年間の全実施機関の異ギ申立を受けてから諮問する迄の日時のわかる、文書のすべて」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が「どんぐり学童クラブに対する情報公開請求の流れ（平成14年1月11日）」（以下「本件申立文書」という。）について、平成20年5月29日付で開示決定（以下「本件処分」という。）を行ったことに対し、異議申立てがなされたものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件請求に対し本件申立文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

開示請求書の記載について、異議申立人（以下「申立人」という。）が「異議申立書」、「諮問決定通知」及び「審査会の答申」を希望していることは実施機関の神奈川区が電話で確認していた。神奈川区地域振興課では、市民活力推進局市民情報室（諮問当時。現在の市民局市民情報室）に、平成10年12月9日及び平成13年6月7日に異議申立てに伴う横浜市情報公開・個人情報保護審査会（平成10年当時は横浜市公文書公開審査会（横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）附則第2項により廃止された横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号）第16条第1項に規定する横浜市公文書公開審査会をいう。）。以下「審査会」という。）への諮問が行われたことを確認した。しかし、当該諮問に係る異議申立書等、申立人が希望する文書の検索に努めたが、最終的に所在の確認に至らなかった。

そこで、開示請求書の記載から「日時のわかる文書」を特定することが請求の趣旨に合致するものと考え、本件申立文書を請求対象文書として特定した。

## 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように

要約される。

- (1) 開示請求書が指定する文書のすべてを開示せよ。
- (2) 異議申立書、諮問書及び付属書類は不存在であるように聞いたが、全部開示決定書と相違があるようだ。
- (3) 処分理由説明書を見てから異議理由を述べる。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件請求は、開示請求書に「過去10年間の全実施機関の異ギ申立を受けてから諮問する迄の日時のわかる、文書のすべて」と記載して別添に示す全実施機関に対してなされたものである。本件請求を受け付けた市民情報室に確認したところ、請求に当たって申立人からは開示請求書の記載以上に請求趣旨についての説明が得られなかったとのことであり、結果として各実施機関は、その保有する文書のうち請求趣旨に合致すると判断した文書をそれぞれ特定して開示等の決定を行っている。当審査会で決定を行った担当課ごとに特定された文書を見分したところ、多くの課等では異議申立てを受けた後に当審査会に諮問を行うことを決定した起案文書を特定しているが、それ以外の文書を特定した課等も少なからずあり、また、特定した文書も多岐にわたっていることが認められた。

本件処分において実施機関が特定した文書は、平成10年から平成13年までになされた特定の学童クラブに関する情報公開の請求及び実施機関の決定に対する異議申立ての経過をまとめた文書である。

### (2) 本件異議申立ての趣旨について

ア 実施機関は、申立人が「異議申立書」、「諮問決定通知」及び「審査会の答申」を希望していることは電話で確認していたと説明するが、前記(1)のとおり、本件請求が全実施機関に対してなされたことや、本件請求時に申立人からは開示請求書の記載以上に請求趣旨についての説明が得られなかったことを踏まえると、当審査会としては開示請求書の記載から、本件請求の対象行政文書は、請求日以前の10年間（以下「対象期間」という。）に開示請求等に係る実施機関の決定に対して不服申立てがなされて当審査会に諮問された案件について、当該不服申立て及び諮問の年月日が記載された文書であると解することが適当と判断した。

イ 次に、申立人は、異議申立ての趣旨として「閲覧請求書が指定する文書の全てを開示せよ」と記載している。本件処分が全部開示決定であることと併せて考え

ると、本件異議申立ての趣旨は、実施機関が本件申立文書以外に本件請求の対象行政文書を保有しているはずであるとして、当該文書の開示を求めるものと善解することができ、当審査会としてもそのように解して以下検討する。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 当審査会で調査したところ、対象期間中に実施機関の神奈川県役所地域振興課が所管課となって当審査会に諮問した案件は、平成10年12月9日付及び平成13年6月7日付で諮問した二つの案件（これら二つの案件を総称して以下「対象案件」という。）であった。また、平成10年度の文書分類表及び平成13年度の行政文書分類表を確認したところ、いずれも「不服申立て等争訟関係書類」については、保存期間が永年とされていることが認められた。

イ 本件申立文書は、対象案件の経過等をまとめた資料であって、対象案件の不服申立ての手續において実施機関が作成し、又は取得した異議申立書や諮問書などの文書（以下「手續文書」という。）ではなく、また、手續文書は「不服申立て等争訟関係書類」に該当し永年保存文書であると解されることから、実施機関が本件申立文書以外にも手續文書を保有していることは十分考えられる。この点について、実施機関は、文書の探索に努めたものの本件申立文書以外には請求対象文書の所在は確認できなかったと説明している。

ウ そこで、イで述べた点も含めて実施機関が本件申立文書以外に対象案件に係る行政文書を保有しているか否かについて、当審査会の事務局をして確認させたが、実施機関が主張するとおり手續文書等の存在を確認することはできなかった。したがって、当審査会としては、本件申立文書以外に請求対象文書を保有していないとする実施機関の主張については認めざるを得ない。

エ なお、実施機関が保存期間中である手續文書を保有していなかったことは誠に遺憾である。実施機関におかれては、今後、行政文書の管理を適切に行うよう留意されたい。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(制度運用調査部会)

委員 三辺夏雄、委員 金子正史、委員 藤原静雄

別添 全実施機関の内訳

	実施機関
1	横浜市長
2	横浜市会議長
3	横浜市水道事業管理者
4	横浜市交通事業管理者
5	横浜市病院事業管理者
6	横浜市教育委員会
7	横浜市選挙管理委員会
8	横浜市鶴見区選挙管理委員会
9	横浜市神奈川区選挙管理委員会
10	横浜市西区選挙管理委員会
11	横浜市中区選挙管理委員会
12	横浜市南区選挙管理委員会
13	横浜市港南区選挙管理委員会
14	横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会
15	横浜市旭区選挙管理委員会
16	横浜市磯子区選挙管理委員会
17	横浜市金沢区選挙管理委員会
18	横浜市港北区選挙管理委員会
19	横浜市緑区選挙管理委員会
20	横浜市青葉区選挙管理委員会
21	横浜市都筑区選挙管理委員会
22	横浜市戸塚区選挙管理委員会
23	横浜市栄区選挙管理委員会
24	横浜市泉区選挙管理委員会
25	横浜市瀬谷区選挙管理委員会
26	横浜市人事委員会
27	横浜市監査委員
28	横浜市中央農業委員会
29	横浜市南西部農業委員会
30	横浜市固定資産評価審査委員会
31	公立大学法人横浜市立大学

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 20 年 8 月 14 日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成 20 年 8 月 22 日 ( 第 64 回 第 三 部 会 ) 平成 20 年 8 月 26 日 ( 第 132 回 第 二 部 会 ) 平成 20 年 8 月 28 日 ( 第 130 回 第 一 部 会 )	・諮問の報告
平成 20 年 9 月 11 日 ( 第 131 回 第 一 部 会 )	・審議
平成 22 年 3 月 25 日 ( 第 163 回 第 一 部 会 )	・審議
平成 22 年 4 月 27 日 ( 第16回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 5 月 24 日 ( 第17回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 6 月 21 日 ( 第18回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 9 月 3 日 ( 第19回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 10 月 18 日 ( 第20回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 11 月 29 日 ( 第21回制度運用調査部会)	・審議